

Q&A

死亡診断書の記載に誤りがある場合はどうしたらよいか？

Q1. 私は医師です。私が作成して患者家族に交付した死亡診断書の記載に誤りがありました。

患者家族は、記載が間違っているのではないかと思いながらも役所に死亡届を提出したのですが、後日、やはり気になるのでと確認のため来院されました。そこで私が確認したところ、確かに死亡診断書の記載が誤っていました。

患者家族は、正しい内容の死亡診断書の再発行が可能であればそうして欲しいと言っているのですが、どのように対応したら良いのでしょうか。

Q2. 変更する記載が死因等（死亡の原因、死因の種類、外因死の追加事項）の場合は、必要な手続きが異なるのでしょうか。

Q3. 誤った記載をしたのが死亡時刻だったため、戸籍に誤った死亡時刻が記載されてしまいました。私や患者家族はどうしたら良いのでしょうか。

A1. 死亡診断書に誤記がある場合、まだ市町村窓口への提出前であれば、訂正箇所を二重線で消した上で訂正箇所に記名することにより訂正が可能です。これに対して、提出された後の訂正は、医師が速やかに最寄りの市町村窓口に出る必要があります¹⁾。

この申し出がなされると、市町村から、正しい内容の死亡診断書とともに、誤記の理由を記載した書面を添付して提出するよう求められます（届書と同通数）。したがって、このような手続きに対応する中で、正しい内容の死亡診断書を再発行することになります。

A2. 記載を改める事項が死因等であっても、単純な誤記を訂正する場合は A1.の誤記訂正の手続になります。

他方で、死亡診断書または死体検案書を交付後、解剖、薬毒物検査、病理組織学的検査の結果等により死因等を確定または変更する場合は、A1.の誤記訂正の手続を行うのではなく、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室にその旨の報告をすることとされています（死因等確定・変更報告。死亡年の翌年5月末までに報告が間に合わないもの

は報告不要^{1) 2)}。この報告書式は、「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」³⁾を掲載している厚生労働省のサイトからダウンロードすることが可能です。

医療事故調査を経て死因を改める場合など、どの手続に該当するのか判然としないときには、市区町村や厚生労働省に照会して対応することが考えられます。

A3. 戸籍の記載に誤りがあることが判明した場合について、戸籍法第 113 条は「利害関係人が家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請することができる」と定めています。「申請することができる」とされており義務とされていないことから、戸籍の訂正を申請するかどうかは患者家族の意向によることが多いのではないかと思います。

家庭裁判所の許可を得るためには、訂正する戸籍の本籍地を管轄する家庭裁判所に対して、戸籍の訂正を許可するとの審判を求める申立てを行う必要があります。

この申立てに際しては、戸籍の記載に誤りのあることを裏付ける資料を添付する必要があります。この資料として、A1.で作成した正しい内容の死亡診断書と誤記の理由を記載した書面の各写しを患者家族に提供すると良いでしょう。

【参考文献】

- 1) [昭和 48 年 8 月 23 日付「死亡届書に添付した死亡診断書の誤記訂正について（通達）」](#)
- 2) [平成 30 年 12 月 5 日付「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて（周知依頼）」](#)
- 3) [「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル 令和 6 年度版」（厚生労働省 医政局 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）](#)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [新生児の死亡診断書の書き方](#)***
- ・ [死亡診断書（死体検案書）](#)***
- ・ [死亡診断書（死体検案書）](#)***

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。